

## 財団法人日本ナショナルトラスト

### 東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト パートナー事業募集案内

#### 【募集概要】

##### 1. パートナー事業の目的

東日本大震災で被災した自然・文化遺産で、地域（まち）のシンボルでありながら国や地方公共団体による支援の及ぶにくいもの（以下「対象遺産」という。）について、財団法人日本ナショナルトラスト（以下「財団」という。）が活動団体と連携することにより、一つでも多くの自然・文化遺産の復旧・復興を実現するとともに、事業実施後においても、当該遺産が所在する地域におけるまちづくりに継続的に寄与することを目的とします。

##### 2. 対象遺産

東日本大震災で被災した以下の自然・文化遺産とします。国・地方公共団体による文化財指定・登録の有無は問いません。

- (1) 有形文化財（建造物等の不動産文化財）
- (2) 記念物（遺跡・名勝地・天然記念物・文化的景観）
- (3) 民俗文化財及び無形文化財

##### 3. 対象となる地域

対象遺産は、下記の都県に所在するものとします。

青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県

##### 4. 募集する事業の内容

一つでも多くの自然・文化遺産の復旧・復興を実現するとともに、事業実施後においても、当該遺産が所在する地域におけるまちづくりに継続的に寄与するため、対象遺産の復旧・復興を支援する活動を行う団体と財団が連携して事業を実施します。

##### 5. 対象遺産の要件

対象となる遺産は、以下の各号の要件を全て満たす遺産とします。

- (1) 地域（まち）のシンボルとして地域住民に認識され、周知されているもの
- (2) 地域において保存・活用の気運のあるもの又は今後予想されるもの
- (3) 歴史的・文化的、景観的な要件のいずれかの価値を認められるもの

##### 6. 対象となる活動団体

パートナー事業を実施する活動団体は、以下の各号の要件を全て満たすものとします。

- (1) 次のいずれかに該当する組織・団体であること。
  - ① 法人格を有する企業、団体等
  - ② 地方公共団体等行政機関
  - ③ 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている非営利の団体
    - ・定款、寄付行為に類する規約等を有すること。
    - ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
    - ・自ら経理し、監査する仕組みを有すること。

- ・活動の拠点となる事務所又は事務所に準ずるものを有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しないものであること。
- (4) 団体及び申請する活動が、ナショナル・トラスト活動の趣旨に沿うものであること。
- (5) 事業の実施に所有者の同意があり、事業実施後も継続的に支援対象の公開等活用への協力が得られることが確認できていること。
- (6) 募金活動を実施できること。

## 7. パートナー事業の実施スケジュール

- (1) 募集期間  
平成23年10月31日(月)から平成25年3月29日(金)まで
- (2) 審査・パートナー事業の採択  
平成23年10月31日から平成25年6月30日までの間随時
- (3) 実施期間  
採択決定日から平成34年3月31日まで

## 8. 審査・パートナー事業の採択決定方法

財団が設置する「東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト パートナー事業小委員会」により、地域文化の復興と継承のため重要であると認めたものについて採択します。

## 9. 審査後の手続き

- (1) 審査結果の通知  
審査結果は全ての申請団体に通知します。
- (2) パートナー協定の締結  
事業採択の決定を受けた団体(以下「パートナー団体」という。)と財団は、事業計画の策定、募金活動等に関する協定(以下「パートナー協定」という。)を締結し、双方はパートナー協定に基づき事業を実施します。
- (3) パートナー協定内容の変更又は解除  
パートナー団体と財団は、協力してパートナー事業の効果的な遂行及び継続に努めるものとします。ただし、募金が目標金額に達することが困難であると認められる場合又は事業の継続が適切でないとして認められる場合においては、財団はパートナー事業の計画の変更を要請し協定の内容を変更すること、又はパートナー協定を解除することができるものとします。
- (4) パートナー協定内容の変更又は解除時における募金の扱い  
パートナー協定の内容変更又は解除を行う場合、当該パートナー事業の特定募金は、その時点の金額で可能な範囲の復旧に充てるか、又は支援事業募金に振り替えることができるものとします。

## 10. パートナー事業の内容

パートナー事業はパートナー団体が主となって各事業の遂行に努め、財団は必要な助言、指導及びコーディネートを中心としてパートナー団体の活動を支援し、これに協力します。

- (1) パートナー団体の役割
  - ① 当該遺産の復旧・復興計画の策定
  - ② 募金目標金額の設定及び募金活動の実施
  - ③ 所有者を含む地域住民、地元行政機関、他のNPO等との協力体制の構築

- ④ 所有者等が行う修理・復旧の支援及び促進
- (2) 財団の役割
  - ① 当該遺産の復旧・復興計画の策定及び実施にあたっての助言、指導に関するコーディネート
  - ② 当該遺産の特定募金の呼びかけ、広報及び管理
  - ③ 財団のネットワークを活かした情報発信
  - ④ 当該遺産の修理・復旧事業の助言、コーディネート等
  - ⑤ その他パートナー団体が本事業の活動を行うにあたり必要な支援
- (3) 事業実施後の支援
  - パートナー団体は、所有者、地域住民、地元行政機関、他のNPO団体等と協力しつつ、当該自然・文化遺産の修理現場や各事業実施後の公開・活用等に努めるものとし、財団は、当該遺産の維持継承のための助言、コーディネート等の支援を行うものとし、

## 1 1. 申請書受付期間等

- (1) 受付期間及び提出方法
  - 期間：平成23年10月31日から平成25年3月31日
  - 期間内に随時受け付けし、審査は募集状況に応じて「東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト パートナー事業小委員会」により行います。
  - 方法：郵送のみ（当日消印有効）
- (2) 必要書類
  - ① パートナー事業申請書（様式第12号）
  - ② 収支予算書（別記12-1）
  - ③ 所有者等の同意書（別記12-2）
  - ④ 団体の概要資料（定款・役員名簿・収支決算書等）
  - ⑤ 見積書
  - ⑥ 当該自然・文化遺産の位置図・写真
  - ⑦ その他当該自然・文化遺産の概要を示す資料
- (3) 作成様式
  - 申請書、添付書類等の原本は全てA4版片面印刷とし、クリップどめとします。
- (4) 提出部数
  - 原本1部、写し1部

## 1 2. 提出先・問合せ先

財団法人日本ナショナルトラスト（事業課 吉田・土井）  
東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト事務局  
〒102-0083 東京都千代田区麴町4丁目5番地海事センタービル  
TEL：03-6380-8511 FAX：03-3237-1190  
Email: [fukkoushien@national-trust.or.jp](mailto:fukkoushien@national-trust.or.jp)  
HP: <http://www.national-trust.or.jp/shinsaishien.html>

## 申請にあたっての注意事項 ～必ずお読みください～

### 1. 経理について

- ① 適正な会計処理のために、出入金の際は、経費に関する出納を明らかにする帳簿を作成し漏れなく記入して下さい。誰に、何のために支出したのか、また、日付と金額を正確に記入して下さい。
- ② 支払いは原則として口座振込により行うこととし、現金支払いは極力避けてください。現金で支払う場合は、現金出納帳簿を備え付け、必ず記入して下さい。
- ③ 事業実施にあたっては、経理担当者と監査担当者はそれぞれ別の人が行うなど、団体において相互にチェックが働く体制を整えてください。

### 2. 関係書類の保存について

パートナー事業採択を受けた活動団体は、事業に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び振込明細書等の証拠書類等を、事業採択の決定を受けた年度の終了後、5年間保管しなければなりません。また、財団に提出した書類についても、必ず写しをとり保管するようにしてください。

### 3. 調査等への協力について

財団は、パートナー事業の実施状況にかかる現地調査または事業の収入・支出に関する帳簿及び関係書類等の調査を行うことがあります。

### 4. 広報等について

採択を受けたパートナー事業については、必ず本プロジェクトの支援対象である旨の表示を行って頂きます。また工事途中及び工事完了後の見学、パンフレットの配布等についてもご協力をお願いいたします。